

北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例を
ここに公布する。

平成20年2月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長

大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第6号

北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例

(設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条に規定する後期高齢者医療給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）に係る財源の年度間の調整を行うため、北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金に積み立てる額は、後期高齢者医療会計歳入歳出予算において定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、後期高齢者医療会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、後期高齢者医療給付の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。